

聖華こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が貴方に説明させていただく内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 聖華会
事業者の所在地	浅口市鴨方町六条院中 2347 番 1
事業者の電話番号・FAX	(電話番号) 0865-45-8400 (FAX番号) 0865-45-8401
代表者氏名	理事長 妹尾 匡海

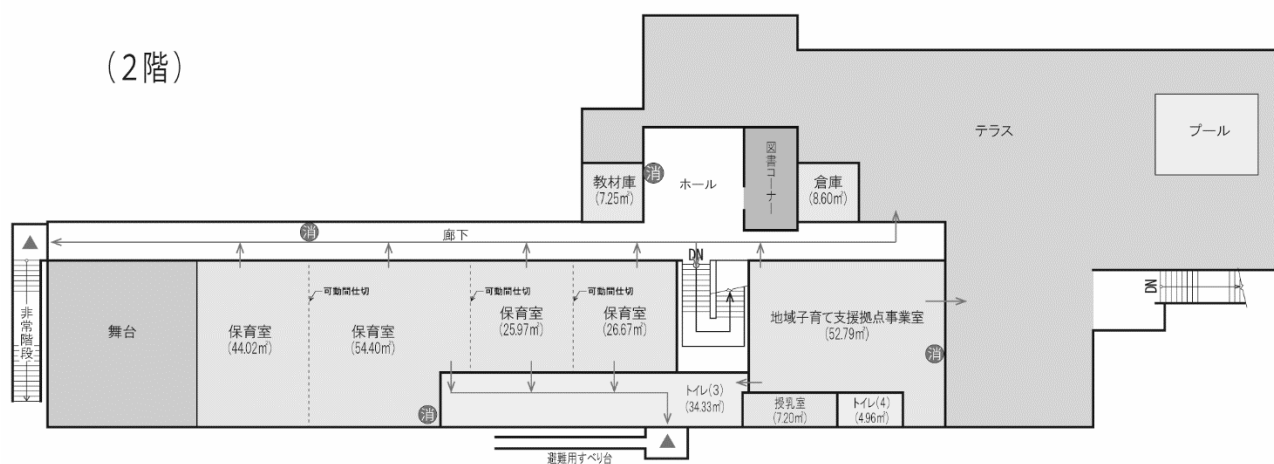
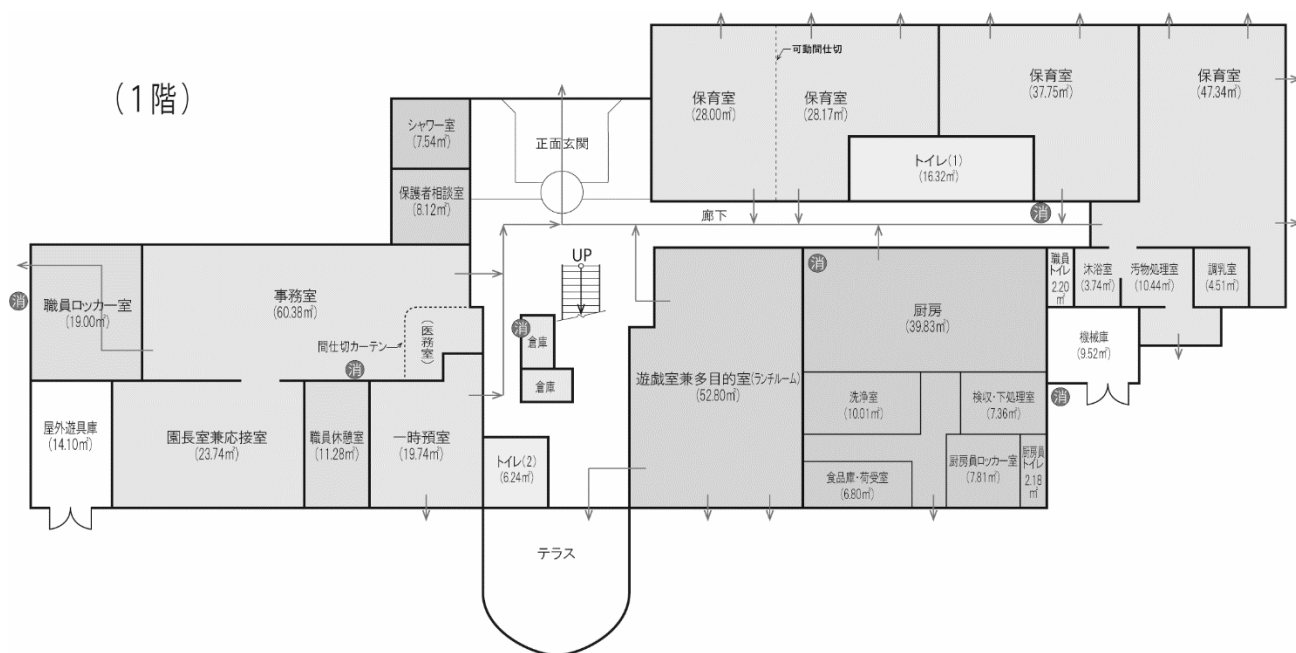
2 施設の概要

種 別	幼保連携型 認定こども園			
名 称	聖華こども園			
所 在 地	浅口市鴨方町六条院中 2347 番 1			
電話番号・FAX番号	(電話番号) 0865-45-8400 (FAX番号) 0865-45-8401			
施設長氏名	妹尾 華子			
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日			
利用定員（年齢別）		0歳児	1・2歳児	満3～5歳児
	1号定員	—	—	7 人
	2号定員	—	—	36 人
	3号定員	10 人	24 人	—
取扱う保育事業	一時預り ・ 延長保育 ・ 地域子育て支援拠点事業			
事業所番号				

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		5058.34 m ²
	体 験 圃 場	330 m ²
	東 駐 車 場	573 m ²
	北 駐 車 場	988 m ²
	その他（屋外遊技場（園庭）915.7 m ² を含む）	3167.34 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建
	延 床 面 積	1096.65m ²
主 な 施 設 設 備 の 数 と 面 積	0 歳 ・ 1 歳 児 室	47.34m ²
	1 歳 児 室	37.75m ²
	2 歳 児 室	28.00m ²
	2 歳 児 室	28.17m ²
	3 歳 児 室	26.67m ²
	3 歳 児 室	25.97m ²
	4 ・ 5 歳 児 室	54.40m ²
	4 ・ 5 歳 児 室	44.02m ²
	遊戯室兼多目的室 （ランチルーム）	52.80m ²
	調 理 室 等	64.00m ²
	ト イ レ	乳幼児用(4) 61.85m ²
	ト イ レ	大人用(2) 4.38m ²
	地域子育て支援拠点事業室	52.79m ²
	一 時 預 り 室	19.74m ²
	医 務 室	5.40m ²
	事 務 室	54.98m ²
	保 護 者 相 談 室	8.12m ²
	シ ャ ワ ー 室	7.54m ²
設 備 の 種 類		プール 冷暖房 シャワー室

(園舎平面図)



避難経路 →
 避難器具 ▲
 消火器 ●消

4 施設の目的、運営方針

目 的	社会福祉法人聖華会が設置する幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行い、地域における子ども・子育ての支援を総合的に推進することを目的とする。
運営方針	仏教保育を基本とし、人間性の根本である情緒を豊かに深く育てるとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。

5 職員体制

職種	員数
園長	1
副園長	1 以上
主幹保育教諭	1 以上
保育教諭	9 以上
管理栄養士・栄養士・調理師・調理員	2 以上
事務職員	1 以上
支援員	1 以上
園医	1
園歯科医	1
園薬剤師	1

※ 必要に応じてその他の職員を置くことがあります

6 教育・保育を提供する日及び時間

開園日・保育時間

利用区分		開園日・時間	休業日
1号認定		月曜日～金曜日 8:30～14:00	土曜日・日曜日・祝日 創立記念日 (5.13) 学年始休暇 (4.1～4.8) 夏季休業 (7.21～8.31) 年末年始休業 (12.22～1.7) 春季休業 (3.24～3.31) ※ただし、曜日により変動あり
2号認定 3号認定	短時間	月曜日～土曜日 8:00～16:00	日曜日・祝日 年末年始 (12.29～1.3)
	標準時間	月曜日～土曜日 7:00～18:00	

延長保育

利用区分		時間	利用料
1号認定		7：00 ～ 8：30	1時間あたり1人・200円 ただし、1号認定の場合、7：00 ～ 7：30 は早朝保育のため、1回200円とします
		14：00 ～ 18：00	
2号認定	短時間	7：00 ～ 8：00	
		16：00 ～ 19：00	
3号認定	標準時間	18：00 ～ 19：00	

リーフメイト

利用可能日・時間	延長利用	備考
春季・夏季・年末年始休業中の 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～14:00	上記と同様	1回あたり1人・800円 給食費1回あたり・350円 延長利用料は上記と同様

※事前の予約が必要です。

一時預り

実施日	月曜日 から 金曜日 （年末年始及び祝日を除く）		
実施時間	8:30 ～ 16:30 （延長利用可）		
利用料		1歳～2歳	3歳以上
	4時間未満（給食なし）	1,000円	800円
	4時間以上（給食費を含む）	2,100円	1,700円

※ 詳細はお問い合わせください

聖華マイトリースクエア（地域子育て支援拠点事業）

実施日	火曜日 から 木曜日 （年末年始及び祝日を除く）
実施時間	9:00 ～ 12:00 / 13:00 ～ 15:00
利用料	無料

※ 詳細はお問い合わせください

7 利用料金

項目	対象	金額
保育料（利用者負担）	全園児	保護者が居住する市町村が定める利用料
施設整備費及び教育充実費	全園児	2,000 円/月
給食費	1号認定児	4,700 円/月
主食代	2号認定の 3歳児以上	1,300 円/月
副食費	2号認定の 3歳児以上	7,000 円/月

（園児一人あたりの金額です）

※ 上記の他、保育用品、園外保育、その他必要実費については随時お知らせします。

※ 支払方法は別途お知らせします。

8 提供する教育・保育の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

9 給食等について

- ・食事内容は献立表で別途毎月お知らせします。
- ・アレルギー除去食、離乳食等の提供を行っています。食物アレルギー等があれば事前にご相談ください。

10 利用開始及び終了に関する事項等

- ・本園に入園するときは、所定の手続きが必要です。
- ・1号認定子どもについて、親子面接により選考を行います。
- ・2号認定子ども及び3号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、保育を必要とする程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、浅口市が利用調整を行います。
- ・以下に該当する保護者からの入園希望はお断りします。
 - 特段の理由がないにもかかわらず、既に本園に対する保育料その他必要な支払いの滞納がある
 - 保育料その他利用者負担の全部又は一部を納付する意思がないことを明確に表明している
- ・以下に該当する保護者から入園希望があった場合は、個別に面談を実施し、場合によってはお断りすることがあります。
 - 過去に滞納を理由として兄弟姉妹が退園となったことがある
 - 利用の継続について、過去に重大な支障又は困難が生じたことがある
 - 過去5年以内に保育料その他必要な支払いの遅延が3回以上ある（この場合の遅延は支払期日から2週間以上の遅れを指す）
 - 保育料その他未納料の納付約束を履行しない場合
- ・以下に該当するときは保育・教育の提供を終了します。
 - 1号認定子ども及び2号認定子どもが、小学校就学の始期に達した時
 - 保護者が、支援法第19条第1項各号に該当しなくなった場合
 - 保護者から本園利用に係る取消しの申出があったとき
 - 保護者又は子どもが、本園職員及び他の利用者に対して背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずる場合
 - 正当な理由なく保育料及びその他必要な支払を1ヶ月以上滞納した時
 - その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時
- ・入園時にご用意いただくもの、毎日の持参品、登降園にあたっての留意点等については、「聖華こども園 園生活の手引き」をご参照ください。

11 緊急時における対応方法

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合は、予め保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡をとる等必要な措置を講じます。なお、緊急の処置を要しながらも保護者への連絡がとれない場合、その処置は医師の判断を優先します。

12 非常災害対策

非常災害に備えて学校安全計画等を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、少なくとも毎月1回以上、避難、消火及び救出その他必要な訓練を実施します。

13 要望・相談の受付

本園では、要望・相談・苦情等に関する窓口を次のとおり設置しています。

苦情解決担当者	副園長 岡本洋子
解決責任者	園長 妹尾華子
第三者委員	岡山大学教育学部・教育学研究科 幼児教育講座教授 横松友義
	連絡先 086-251-7692
相談時間	本園の開園日・開園時間内
電話番号	0865-45-8400
その他	担当者不在の時は、本園職員までお申し出ください。 上記の他、要望・苦情等に関する投函箱を玄関に設置しています。

14 保険に関する事項

本園では、以下の保険に加入して頂くようお願いしています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
補償の内容	保育中や登降園中に起きた園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）を行う。
保険料	1人につき 200円/年（保護者負担）

15 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- 他園への転園その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設等との間で必要な連絡調整を行うこと
- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学先の小学校との間で情報を共有すること
- 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること